

<講座用テキスト：社保編>

※注）この「条文改正に伴う補正情報」は、令和7年4月12日時点における情報です。
また、この情報（誤記誤植等による訂正を含む）は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

国民年金

◆誤記等訂正表 <山川答練テキスト>

頁	誤	正
4	問 3B 問題 2 行目 取した場合、	<u>取得した場合、</u>

厚生年金保険法

◆誤記等訂正表 <OUTPUT テキスト>

頁	誤	正
113 問 146 解説	なお、設問の場合、脱退手当金の計算額が、すでに支給を受けた障害（厚生）年金又は障害手当金の額に満たないときに限り、他の要件を満たせば、支給要件を満たす。	<u>なお、設問の場合、脱退手当金の計算額が、すでに支給を受けた障害（厚生）年金又は障害手当金の額に満たないときを除き、他の要件を満たせば、支給要件を満たす。</u>

◆誤記等訂正表 <だき合わせ問題対策講座社保編>

頁	誤	正
24 問 18C	ここでまとめの図表内 政令で定める額 1 行目 35 万円×（扶養親族等の数+1）+22 万円	<u>35 万円×（扶養親族等の数+1）+32 万円</u>

健康保険法

◆誤記等訂正表 <INPUT テキスト>

頁	誤	正
最下段の条文 （法 7 条の 35） 1 行目	その役員の残業	<u>その役員の業績</u>

◆誤記等訂正表 <改正法マスター講座>

頁	誤	正
83 2 つ目の表上 から 2 段目 (DEF の段) 左から 2 列目	1 食につき 490 円	<u>1 食につき 510 円</u>